

2021年2月定例県議会を終えて

新型コロナ感染抑止へ検査・医療・事業者支援の強化求める。1店舗40万円の直接支援実施へ。東日本大震災津波からの復興の課題、高校再編後期計画で論戦

2021年3月25日

日本共産党岩手県議団

斉藤 信

高田 一郎

千田美津子

はじめに

2月定例県議会が2月17日から3月25日まで開催されました。3月3日の本会議で高田一郎県議が一般質問に立ち、斉藤信県議が高校再編問題で関連質問を行いました。2020年度補正予算（第7号）等の議案に対する質疑を斉藤信県議が行いました。3月4日の各常任委員会、5日の本会議で補正予算等の議案が全会一致で採択されました。

3月8日から19日まで予算特別委員会が開かれ、総括質疑に千田美津子県議が立ち、各一部局審査では3人の県議が新型コロナ対策の強化、県民要求実現の立場で積極的に質問を行いました。2021年度県予算は全会一致で採択されました。

県議会での論戦の中心点は、新型コロナ対策、丸10年を迎えた東日本大震災津波からの復興の課題、高校再編後期計画最終案についてでした。新型コロナ対策では、2月補正予算で、1店舗40万円（個人事業者は100万円、法人事業者は200万円を上限）とする「地域企業経営支援金支給事業」（31.5億円余）が盛り込まれました。事業規模に応じて柔軟な運用を行うよう求めました。新型コロナの入院患者の診療や検査に携わる「医療従事者危険手当支給費補助」（1億円余）、すべての県立高校へのエアコン整備（16.7億円）等が盛り込まれました。県が濃厚接触者に限らず接触者を幅広く検査し、基本的に感染拡大を抑え込んでいることを評価しつつ、無症状患者の早期発見、医療機関・高齢者施設等の定期的検査の実施を求めました。

東日本大震災津波からの復興の課題では、被災者の医療費等の免除を非課税世帯に限定しつつ12月末まで実施する予算が盛り込まれました。被災者の心のケアと生活再建への支援の強化、新設される「いわて被災者支援センター」の体制と財政支援の拡充を求めました。一人暮らし高齢者が3分の1を占める災害公営住宅の見守りとコミュニティの確立のために集会所への支援員の配置を増やすよう求めました。「震災・大不漁・コロナ」の3重苦に直面している漁業・水産加工業に対する支援の強化を求めました。

高校再編後期計画最終案については、統合計画が示されている4地域の自治体・市議会、工業高校の存続を求める地域住民から県教育長に対し、「計画の白紙撤回」、「工業高校の存続」、「住民説明会の開催」等を求める意見書、要望書が提出されました。県議会に

は3地域の住民団体が連名で「丁寧な説明と慎重な協議を求める請願」が提出されました。本会議での一般質問・関連質問、予算特別委員会、2度にわたる文教委員会で取り上げ、高校再編計画最終案の問題点を明らかにしました。請願は不採択となりましたが、県教育長は高校再編計画後期計画の年度内の策定を見送り、地域での住民説明会を開催することを明らかにしました。

昨年12月の大雪被害対策では、農業用施設等の再建を支援する「被災農業者緊急支援事業費」(16.4億円余)が盛り込まれました。

2月県議会では、議員提案で「東日本大震災津波を語り継ぐ条例」、「岩手県主要作物等の種子等に関する条例」を可決・制定しました。県民・各団体から提出された請願では、「75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める請願」、「安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための請願」「コロナ禍を乗り越えるためにもジェンダー平等施策を強めることを求める請願」「2021年度最低賃金引き上げに関する請願」(一部不採択)が採択され、国に意見書が提出されました。自民党、公明党、無所属の山下議員はこれらすべてに反対、いわて県民クラブは「後期高齢者の1割負担の継続」の請願・意見書に反対しました。「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願」は継続審査となりました。

1. 新型コロナの感染防止対策、検査・医療体制の強化と地域経済守る取り組み

新型コロナウイルス対策では、3月25日現在、県内の感染者は601人、入院24人、宿泊療養6人、退院・療養解除537人、死者30人となっています。

1) 118人の感染者を出した鶯宿温泉病院のクラスター発生の教訓について

県は入院患者及び職員間で飛沫感染や接触感染により感染が拡大したとして4つの教訓を明らかにしました。①院内における感染制御の責任者を明確にし、感染対策チームを中心に統一的な対策を行うこと、②現場の気づきを集約する仕組みを構築し、院内における発熱者の増加等の異常を速やかに探知すること、③院内で感染者が確認された場合に備え、事前に専用区域等を検討すること、④職員の厳密な健康観察、適正な个人防护具の着脱方法の訓練、休憩室等の職員共有スペースの感染防止対策実施することです。

2) PCR等検査を抜本的に拡充し、医療・高齢者施設等では定期的検査の実施を求める

県は感染者が確認された場合、幅広く接触者の検査を実施して感染の拡大を抑止しています。しかし、無症状感染者からの感染が56%を占める新型コロナの特徴と全国25都府県で社会的検査が実施されている状況を示し、無症状感染者を早期に発見するPCR検査の抜本的な拡充と医療機関・高齢者施設における定期的な検査の実施を求めました。県は「新型コロナ感染症対策専門委員会」の蔓延期における検査方針を理由に消極的態度に終始しました。

一方で、県は変異ウイルスの遺伝子検査については県環境保健センターに検体があるものについては全数検査を実施していると明らかにしました。1月から3月21日までの78

件すべてで変異ウイルスは不検出となっています。

県内の PCR 検査能力は 1 日当たり 987 件（県環境保健センター240 件、民間 420 件、医療機関等 327 件）となっています。全自動 PCR 検査システム（1 日 2500 件）も開発されており、検査体制を抜本的に強化するよう求めました。

3) 医療供給体制の強化と医療機関の減収補填、保健所体制の強化の課題

医療供給体制の確保については、フェーズ 2 の段階で、重点医療機関は 3 病院 90 床程度を含む 24 病院、250 床を確保、宿泊療養施設は 85 室確保し活用しています。入院患者を受け入れた実績は 20 病院です。うち、公立病院 12、公的病院 3、民間病院が 5 となっています。県立病院は 15 病院で約 230 床の受け入れ病床を確保し、3 月 10 日現在、10 病院で約 200 人の患者を受け入れています。

医療機関の減収問題では、県立病院の年度末までの減収は前年比約 82 億 9300 万円の見込みですが、空床補償やコロナ補助金等で最終的には 2~3 億円程度の赤字にとどまる見込みです。

保健所体制の強化については、20 年度に退職保健師 13 人と看護師 4 人、PCR 検査補助員 2 人を配置し、21 年度は 15 人の保健師を配置し、退職分を除くと 10 人の増員となる見込みです。

4) 地域経済対策・事業者への支援、暮らしと雇用を守る取り組みについて

新型コロナに伴う事業者影響調査（2 月分）では、41%以上の売り上げ減少が全体で 29.6%、業種別では宿泊業では 63.0%、飲食業では 51.7%、運輸業では 36.6%と一層深刻な状況となっています。

県は 20 年度 2 月補正予算で、1 店舗当たり 40 万円の事業者への直接補助「地域企業経営支援金」（個人事業者は 100 万円、法人は 200 万円を上限、前年同月比 5 割以上か連続する 3 ヶ月で前年比 3 割以上の売り上げ減少が対象）を打ち出しました。事業規模が違うホテル・旅館や運輸関係には上限 200 万の支給とするよう運用の改善を求めました。また、観光庁の「地域観光事業支援」（県内旅行者への割引支援）の方針を受けて、県内での旅行者への割引支援を実施する意向を示しました。4 月 15 日の臨時県議会に補正予算を提案する予定です。

雇用対策では、解雇・雇止めを防止するために、雇用調整助成金、休業支援金の継続と積極的活用を求めました。3 月 19 日現在、雇用調整助成金の申請は 2657 事業所、延べ 14700 件、支給決定は 2630 事業所、14282 件、休業支援金・給付金の申請は 1331 人、延べ 3669 件、支給決定は 3107 件、1 億 9525 万円余となっています。解雇等の相談件数は 95 事業所 736 人となっていますが、これは氷山の一角です。雇用調整助成金等は今年 6 月末まで特例措置等が延長されました。さらなる継続と必要な支援策が活用されるように雇用対策の強化・改善を求めました。

5) 生活困窮のための生活福祉資金緊急小口資金の決定件数は 3621 件（2 月末）、総合支援資金の決定件数は 1039 件と前年比で大幅に増加しています。国は緊急小口資金については令和 3 年度または 4 年度の住民税非課税の場合は一括免除を行う方針を示しました。

総合支援金については引き続き検討するとしています。生活保護については、法的義務ではない扶養照会が申請の障害となっており改善を求めました。

6) 新型コロナワクチン接種の取り組みについては、3月12日現在、医療従事者向けワクチンの配給計画は、3月末までに24箱、13650人分で接種希望者45220人に対し30.1%にとどまっていますが、その後、5月10日までには48750人分のワクチン配給の見通しが示されました。高齢者向けワクチンについては4月末までに55箱、26812人分で対象者40.6万人に対し6.6%にとどまっています。

2. 東日本大震災津波からの復興の現状と課題について

1) 「被災者の医療費免除の継続」については、非課税世帯に限定して12月末まで実施する予算(3.43億円余)が計上されました。被災者の切実な願いにこたえる重要な成果です。非課税世帯の割合は、国保では42.2%、後期高齢者医療では76%、計56.3%となっており、高齢化と生活苦の中で支援が必要な被災者に医療費免除措置が継続されることは重要です。

2) 2月末現在、災害公営住宅には5249戸9252人が入居しています。県営災害公営住宅の場合、65歳以上の高齢者を含む世帯は60.8%、高齢者の一人暮らし世帯は33.6%となっています。公営住宅の収入基準(政令月収15万8千円)の約半分(政令月収8万円)以下の世帯が国の家賃軽減の対象ですが、全体の67.3%を占めます。高齢化と孤立化、生活苦が災害公営住宅入居者の特徴です。災害公営住宅での20年の孤独死は累計で63人となっており、仮設住宅での46人を超えています。自殺者を含む警察庁の調査では災害公営住宅での孤独死は79人、仮設住宅は75人となっています。

3) 災害公営住宅におけるコミュニティ形成は急務の課題です。新型コロナ禍の下で集会所の活用は月1~2回にとどまっており、県営28団地中19団地で活用されていないのが実態です。生活支援相談員が配置されている3団地では18~20回となっており、50戸を超える災害公営住宅の集会所に生活支援相談員を配置するよう求めました。2月末現在、災害公営住宅4団地に7人が配置され、盛岡市の県営南青山災害公営住宅には盛岡市が被災者支援センターに5人配置しています。県は新年度にさらに1箇所配置する計画ですが不十分です。

4) 国の家賃低減は6年目から10年目にかけて値上げとなります。1月現在で434世帯、31.8%が値上げの対象となっており、県や市町村独自の家賃低減制度への移行を周知するよう求めました。県の減免制度適用世帯は126世帯となっています。

収入超過者の家賃が4年目から大幅に値上がりすることから、退去せざるを得ない事態が生まれています。1月末現在、県営災害公営住宅では122世帯が収入超過世帯、うち3年が経過した収入超過認定世帯は85世帯となっています。収入超過の被災者世帯も安心して住み続けられる独自の家賃軽減策を速やかに実現するよう求めました。県建築住宅課総括課長は「できるだけ早期に沿岸地域の復興にふさわしい制度の検討を進め

てまいります」と答えました。陸前高田市では19年度から中堅所得者対象の「みなし特定公共賃貸住宅制度」（収入基準15万8千円～48万7千円）を市営災害公営住宅に導入しています。

- 5) 被災者の心のケアについては、20年度のいわてこどもケアセンターの沿岸地域における延べ受診件数は1665件（前年比156件増）、こころのケアセンターの相談支援件数は4224件（4～12月）で、前年比30.6%の減となっています。新型コロナ禍のもとで被災者の抱える問題が複雑化・多様化しており、中長期的な取り組みが必要となっています。
- 6) 「震災、大不漁、新型コロナ」の3重苦に直面している水産加工業への支援については、原材料の調達について、魚種を転換し代替原料を活用した加工品開発の促進に向けた支援、付加価値の高い商品開発を支援している。設備投資については、国の各種補助事業の導入や設備貸与事業の活用を促進している。人材確保については、従業員宿舍整備等への補助により支援していると答えました。久慈、宮古、大槌等で取り組まれているサケ、マス類の海面養殖試験への支援については、本格操業に向けて適正な手続きを踏んで漁業権の免許ができるよう進めていくと答えました。
- 7) 漁業法の改悪によって、海区調整委員が知事の任命となり県議会の議決事項となりました。議会運営委員会で人事議案として質疑を行いました。今回の提案では漁民組合から推薦された4人のうち1人だけが選任される内容でした。前回の海区漁業調整委員の選挙では漁民組合推薦の2人が当選しており、前回の選挙結果を尊重した選任とすべきと指摘しました。また、漁民組合推薦の委員は実際に海区調整委員会の審議でも積極的に質疑を行うなど重要な役割を果たしてきており、漁民組合推薦からの選任が一人となったことの不当性を指摘しました。本会議の議決については棄権の態度をとりました。

3. 高校再編計画後期計画最終案—地域の運動と県議会の論戦が県教委動かす

高校再編計画後期計画最終案が2月1日に示される中、統合計画が示された4地域の自治体、市議会、住民団体から計画の白紙撤回、工業高校の存続、地域住民説明会を求める意見書・要望書が県教委に提出され、3地域の団体連名の「丁寧な説明と慎重な協議を求める請願」が県議会に提出されました。県議会の本会議、予算特別委員会、文教委員会で論戦が展開され、高校再編計画最終案の問題点を明らかにしました。

- 1) 高校再編後期計画案の5つの問題点—①後期計画最終案は、生徒減少に基本的には学級減で対応し、「望ましい学校規模は4～6学級」とした高校再編計画の基本方針を変更し、7学級、8学級規模の大規模校をつくろうとするものであること。②後期計画案は4ブロックでの統合計画のみで生徒減少に対応しようとするものであり、特に一関工業と水沢工業との統合計画はブロックを越えた統合であり、生徒の通学問題や地元企業の人材確保に懸念が示され、丁寧な説明が必要なこと。③盛岡南高校と不来方高校との統合計画は、人口と世帯数、生徒数が増加している地域での統合であり、地域

の生徒の進路選択に大きな影響を与えること。ともに特色のある高校として盛岡ブロック内外から進学者が多く統合の合理性がないこと。統合だけでは盛岡一極集中の解決とならないこと。④福岡工業高校と一戸高校との統合は、工業学科を2学科から1学科に削減するもので、生徒の進路希望にも工業高校の充実と地域振興にも反するものです。校舎制という統合も生徒・教職員に負担を強いるものであること。⑤統合計画のない5ブロックでは欠員と生徒減少が進行するもとで学級減もない整合性の取れない計画となっていることです。

- 2) 3つの地域からの連名の請願は不採択となりました。「丁寧な説明と慎重な協議を求める請願」を不採択とすることは、県教委の説明責任を無視、否定するものであり、民主的プロセスを貫くべき県議会の自殺行為ともいうべきものです。
- 3) 県教育長は、統合計画案の該当自治体と議会、地域住民からの要望と県議会の論戦を踏まえて、年度内の高校再編計画後期計画の策定を見送り、地域での住民説明会を開催することを表明しました。県教育委員会議の良識ある判断です。

4. 介護保険制度 20 年一制度の検証と新型コロナ感染対策について

- 1) 介護保険制度 20 年で、介護保険料は月 2868 円から 5955 円に 2.07 倍となりました。21 年度からの第 8 期保険料の基準額は 6033 円となります（引き下げ 6 市町、据え置き 9 市町村、引き上げ 9 市町と広域行政組合）。一方で特養ホーム入所基準が介護度 3 以上に引き上げられるとともに総合事業の導入で介護サービスの削減と食費負担増など「保険あって介護なし」の改悪の連続だったことを明らかにしました。特養ホーム待機者（20 年 4 月 1 日現在）も在宅で 1299 人、早期入所必要が 813 人と減少していません。
- 2) 介護施設における新型コロナ感染対策の徹底を求めました。県は、施設内で患者が発生し職員等が不足する場合の派遣応援システムの構築、「感染症対策チェックリスト」を活用した具体的対策の助言と研修会の開催、大規模クラスター発生時における「いわて医療福祉施設等クラスター制御託すフォース」の派遣の取り組みを示しました。さらに、介護施設等の簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の設備、多床室の個室化を支援する経費を 21 年度予算に盛り込んだと答えました。

5. 12 月大雪被害対策と米価暴落問題

- 1) 20 年 12 月の大雪被害はパイプハウス等の破損、倒壊など総額 37 億 2400 万円と大雪被害としては過去最大となりました。被害規模に応じた柔軟な支援策を求めました。県は、2 月補正予算で 16.6 億円の「被災農業者緊急支援事業費」を計上し農業用施設等の再建を支援（国庫補助を除いた農業者負担について県・市町村が支援）を示しました。育苗ハウスも被害を受けましたが、農協間等の調整で必要な育苗は確保される見通しです。

2) 新型コロナ禍のもとでコメの需要が減少し米価が下落しました。20年産米のJA概算金は60kg当たり800円下落しています。1haの生産者の場合7万4千円の減収、10ヘクタール規模では74万円の減収、100ヘクタール規模の集落営農では740万円の減収と試算されます。

生産費を賄えない農家は3ha未満の農家で約31900戸、92%を占めます。国のナラシ対策の加入状況は主食用米の作付面積で約36%、約2000件、収入保険の加入状況では作付け面積で約18%、1500戸となっており、多数の農家は補償の対象外となっています。新型コロナによるコメの需要減は国が責任をもって隔離し国内外への支援米等に活用すべき。77万トンのミニマムアクセス米と10万トンの主食用のSBS米の輸入を大幅に減らすべきと提起しました。

飼料米への作付け転換の国と県の上乗せ補助も示されましたが、単年度限りとなっていることが問題と指摘しました。

6. 35人学級の拡充、いじめ・不登校問題、教職員の働き方改革など教育の課題について

- 1) 40年ぶりに40人学級から35人学級に義務教育標準法が改正されました。これまでの粘り強い国民的運動の成果です。しかし、5年かけて実施する計画で小学校にとどまっています。できるだけ早期に小学校の全学年での実施を求めるとともに、「中学校についても検討する」（菅首相、萩生田文科相）という国会答弁を踏まえて中学校までの実施を強く求めました。
- 2) いじめ・不登校問題では、「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（20年11月13日）で、いじめ認知件数が8004件（前年比+35）、不登校児童・生徒が1792人（-2）と少なくない数となっていることを明らかにし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員配置を求めました。県教委は新年度から「岩手県不登校児童・生徒支援連絡協議会」を開催し、民間団体との情報交換・協力体制について協議していくと答えました。
- 3) 特別支援教育について、特別支援学級に在籍する児童生徒数が小中学校とも増加していることを明らかにし、必要な教員数の配置と拡充を求めました。「岩手県特別支援学校整備計画最終案」が示されましたが、二戸地区における小中高一体型の特別支援学校の整備をできるだけ早期に行うとともに、宮古恵風支援学校の移転新築に取り組むよう求めました。
- 4) 「岩手県教職員働き方改革プラン」（2021～2023）について、月平均100時間以上の職員は19年度154人、80～100時間未満が179人と示されましたが、人事委員会の調査では月1回でも100時間を超えた職員は668人・19%となっていることを明らかにし異常な長時間勤務の抜本的改善を求めました。教職員アンケートでは、改善すべき課題として第1位が「業務の全体量を減らしてほしい」、第2位が「非効率な業務の

見直し」と示されており、業務量の思い切った削減に努めるべきと提起しました。

- 5) テストづけの教育の改善にとっても教員の負担の軽減にとっても岩手県版学力テストというべき県学習状況調査の廃止を求めてきましたが、県教委は2科目に縮小して実施する方針を示しました。
- 6) 盛岡誠桜高校が耐震改築問題で生徒・教職員を動員して県庁前で「抗議行動」を行った事実経過を文教委員会で質しました。県の耐震改築に関する補助基準は補助対象経費の上限額を2億円として6分の1を補助するというものですが、盛岡誠桜高校は上限額の撤廃、補助率の引き上げを求め、それが実現をしないことを理由に実力行使に出たものです。校長名の生徒・保護者向けのチラシには事実と反する知事と県に対する誹謗中傷が書き込まれていました。また、耐震改築のためにグラウンドが使えなくなることから、盛岡一高の旧第2グラウンドを無償貸与した件では、勝手に合宿所を兼ねたセミナーハウスの建設や桜の記念樹を植えようとするなど常識に反する行動もありました。結局、盛岡誠桜高校は21年度の耐震改築を断念することになりました。

7. ジェンダー平等社会の実現めざして

- 1) 新型コロナ禍のもとで生活困窮者が増加し、特にひとり親家庭の生活苦が深刻となっているとして県の対応をただしました。県は、国の「ひとり親世帯への臨時給付金」を補正予算化し昨年12月末までに10336世帯に給付した。県内18市町村が独自の支援を行っている」と答えました。
- 2) 雇用問題では、1月の非正規労働者が前年同月比で91万人減少し、女性の減少数が男性の倍以上となっていることを示し女性の安定した雇用の確保を求めました。県内の雇用者に占める非正規職員は男性で21.4%、女性で52.2%、女性の所定内賃金は男性の78.3%となっています。
- 3) 看護、介護等のケア労働者の待遇改善を求め、県立病院における女性医師確保の「JOYサポートプロジェクト」の取り組みを評価し、医師・看護師等の確保・増員を求めました。
- 4) 奨学生医師の確保では、これまでに590人の奨学生を確保し、21年度には100人の奨学生医師が配置される見込みと答えました。
- 5) 子ども食堂を小学校区に広げるよう提起しました。現在20市町村の52箇所子ども食堂が整備されています。

以 上